

平成30年7月豪雨災害に伴う雇用調整助成金の 特例措置の遡及適用期限(平成30年10月16日) が迫っています！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

【遡及適用とは】

平成30年7月5日以降に初回の休業等で休業手当を負担した事業主に対して、通常は事前提出が必要な雇用調整助成金の計画届の提出を**10月16日**までに提出のあったものについては、休業等の前に届けられたものとするものです。

【特例の対象となる事業主】

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主(※平成30年7月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。)

【7つの特例措置の概要】

本特例は、休業等の初日が平成30年7月5日から平成31年1月4日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用する

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる
【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ⑥ 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

※詳細につきましては、裏面のお問い合わせ先へご連絡ください。

岡山労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
岡山労働局職業安定部 職業 対策課	〒700-8611 岡山市北区下石井1丁目4番1号 舎3階	岡山第2合同庁 086-801-5107
岡山労働局職業安定部 職業 対策課 助成金事務 室	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 山桑田町ビル6階	明治安田生命岡 086-238-5301
ハローワーク岡山	〒700-0971 岡山市北区野田1-1-20	086-241-3222
ハローワーク津山	〒708-8609 津山市山下9-6 津山労働総合庁舎	0868-22-8341
ハローワーク津山 美作出張所	〒707-0041 美作市林野67-2	0868-72-1351
ハローワーク倉敷中央	〒710-0834 倉敷市笹沖1378-1	086-424-3333
ハローワーク倉敷中央 総社出張所	〒719-1131 総社市中央3-15-111	0866-92-6001
ハローワーク倉敷中央 児島出張所	〒711-0912 倉敷市児島小川町3672-16	086-473-2411
ハローワーク玉野	〒706-0002 玉野市築港2-23-12	0863-31-1555
ハローワーク和気	〒709-0451 和気郡和気町和気481-10	0869-93-1191
ハローワーク和気 備前出張所	〒705-0022 備前市東片上227	0869-64-2340
ハローワーク高梁	〒716-0047 高梁市段町1004-13	0866-22-2291
ハローワーク高梁 新見出張所	〒718-0003 新見市高尾2379-1	0867-72-3151
ハローワーク笠岡	〒714-0081 笠岡市笠岡5891	0865-62-2147
ハローワーク西大寺	〒704-8103 岡山市東区河本町325-4	086-942-3212